

♡新婚さんの新生活をサポートします♡

～掛川市結婚新生活支援事業費補助金～

掛川市では、結婚新生活のための住居費や引越し費用の一部の補助を行っています。

申請受付期間：令和7年6月16日～令和8年3月13日（※）

※予算枠に達した時点で受付を終了します。

♡対象世帯

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を受理された夫婦
※戸籍に婚姻の事実の記載がある、又は日本方式の婚姻をしていること
- ② 申請時において、対象となる住居が掛川市内にあり、夫婦の住所が当該住宅にある世帯
- ③ 申請時において、申請に係る住宅の名義（賃貸の場合にあっては契約名義人）が夫又は妻又は夫婦共同名義である世帯
- ④ 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から1年以上、掛川市に定住する意思がある世帯
- ⑥ 令和6年中の世帯所得が500万円未満の世帯
※婚姻に伴い所得に大きく変動のある世帯はご相談ください。
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑧ 過去に結婚新生活支援事業費補助金同様の交付を受けたことがない世帯
- ⑨ 申請時点において、夫婦のいずれも掛川市税の滞納がない世帯

♡補助対象期間

新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日（※）から令和8年3月31日の期間

※上記の期間に支払いが生じた経費を補助対象としますが、婚姻を機に同居を開始した日が令和7年3月31日以前の場合は、令和7年4月1日を始点とします。

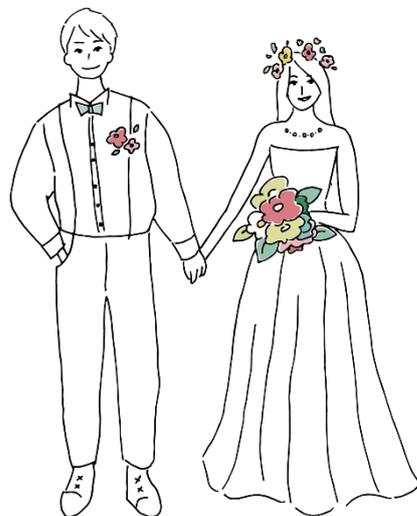
♡補助対象経費

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用【賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料】
- ④ 引越費用【引越し・運送業者に支払ったものに限る】

♡補助金額

婚姻日の年齢により補助額の上限が異なります。

婚姻日の年齢	補助金額の上限
夫婦ともに29歳以下	60万円
夫婦どちらか又は双方が30歳以上39歳以下	30万円



結婚新生活支援事業補助金申請手続きの流れ

① 必要書類の提出(提出の際は必ず書類チェック表で確認してください)

申請者全員	結婚新生活支援事業費補助金交付申請書【様式第1号】
	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
	令和7年度(令和6年分)の所得・課税証明書(夫婦2人分)
	貸与型奨学金の返済額がわかる書類(該当する方のみ)
	申請時直近の住民票の写し (世帯全員分の記載があり、続柄・本籍の記載があるもの)
	申請時直近の掛川市税の完納証明書 ※掛川市役所市税課で発行
	補助対象となる経費の領収書等、支払額の確認ができる書類の写し
	アンケート
住宅購入の場合	売買契約書若しくは工事請負契約書の写し
住宅リフォームの場合	工事請負契約書又は請書の写し
住宅賃借の場合	賃貸借契約書の写し
	住宅手当支給証明書【様式第2号】(給与取得者の場合に限る) ※勤務先に証明を依頼してください。住宅手当の支給がない場合も証明が必要です。 ※夫婦ともに給与取得者の場合は、夫婦2人分が必要です。

※申請書などの様式・提出書類チェック表は、申請受付期間中、ホームページからダウンロードできます。

② 補助金交付決定兼確定通知書の受取

審査の結果、補助金の交付が確定しましたら、『補助金交付決定兼確定通知書』を郵送します。

③ 請求書の提出

補助金交付決定兼確定通知書が届いたら『請求書【様式第3号】』に記入のうえ、ご提出ください。
請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

お問合せ・申請書類の提出先(郵送不可)

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所1階 こども政策課(平日 8時30分~17時15分)

☎ : 0537-21-1211 FAX : 0537-21-1163
✉ kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp



ホームページ